

武蔵野市子ども・コミュニティ食堂運営費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の子ども等へ食事及び交流の場を提供する取組を行う民間の団体等に対して、当該取組に要する経費の全部又は一部を補助することにより、安定的な実施環境を整備するとともに、地域に根差した活動を支援することを目的とする。

(補助対象者等)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、地域の子ども及びその保護者その他の市民が気軽に立ち寄り、栄養バランスの取れた食事を取りながら、相互に交流を行う場を提供する取組（以下「子ども・コミュニティ食堂」という。）であって、次に掲げる要件を全て満たすもの（以下「補助対象食堂」という。）を行う民間の団体等とする。

- (1) 原則として、月に1回以上、定期的に行われること。
- (2) 1回当たり10人以上参加できる規模であること。
- (3) 利用する子どもに、無料又はおおむね300円以下の金額で食事を提供すること。
- (4) 子ども・コミュニティ食堂で提供される食事は、原則として、当該子ども・コミュニティ食堂の職員又は子ども・コミュニティ食堂を利用する者が直接調理したものであること。

2 補助対象者は、補助対象食堂を行うにあたり、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 常時責任者を配置し、安全に配慮した開催を図ること。
- (2) 補助対象食堂の規模に応じて、必要な人員体制を確保すること。
- (3) 市が開催し、又は関与する、子ども・コミュニティ食堂、子ども及び家庭の支援に係る関係機関等を対象とする連絡会に年1回以上参加すること。
- (4) 補助対象食堂の職員は、利用する子ども及びその保護者の相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関につなぐよう努めること。この場合において、虐待が疑われるときその他早急な対応が必要なときは、市に対して通告を行うこと。
- (5) 利用者のプライバシーの保護及び個人情報の取扱いに十分留意するとともに、職員及び職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。
- (6) 特定の政党若しくは政治団体のための活動又は特定の宗教のための活動を行わないこと。

(実施場所)

第3条 補助対象者は、補助対象食堂を次に掲げる要件を全て満たす場所で実施するものとする。

- (1) 武蔵野市内であること。
- (2) 10人以上の者が、食事を取りながら交流をすることができる規模であること。

(衛生管理及び事故防止)

第4条 補助対象者は、補助対象食堂を行うにあたり、衛生管理及び事故防止に関して、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助対象食堂の開始前に管轄の保健所に相談し、指導及び助言を求めること。
- (2) 食事の提供における食品の安全確保を図るため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の各種法令、通知等に基づく適切な衛生管理体制を構築すること。
- (3) 利用する子どもの食物アレルギーの有無を確認すること。
- (4) 事故発生時の対応のため保険に加入すること。
- (5) 事故発生時の対応方法及び連絡体制をあらかじめ定めるとともに、職員に周知徹底を図ること。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象食堂の実施に係る経費全般とする。ただし、人件費及び団体運営に要する経費については、補助の対象外とする。

- 2 補助対象経費のうち、補助対象食堂の実施に係る部分が明確でないものについては、当該経費を実施日数で按分^{あん}することその他の方法により算出するものとする。この場合において算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、補助対象食堂を実施した日数1日当たり10,000円及び1補助対象者につき年間240,000円と補助対象経費とを比較していずれか低い額を合算した額を限度とし、予算の範囲内で市長が認める額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、武蔵野市子ども・コミュニティ食堂運営費補助金交付申請書（第1号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、補助金の交付申請等の手続は、武蔵野市補助金等交付規則（昭和52年10月武蔵野市規則第25号）の定めるところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、申請者が社会福祉法人である場合にあっては、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和49年9月武蔵野市条例第34号。以下「条例」という。）第2条に定めるところにより、申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該審査の結果、補助金を交付することを決定したときは、武蔵野市子ども・コミュニティ食堂運営費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が社会福祉法人である場合にあっては、条例第3条及び社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和49年9月武蔵野市規則第19号）第3条の規定により、通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第9条 前条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに市長に対し請求書を提出するものとする。

（補助事業の変更等）

第10条 交付決定者は、第8条の規定により交付決定を受けた子ども・コミュニティ食堂（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、武蔵野市子ども・コミュニティ食堂運営費補助金（変更・廃止）申請書（第3号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、あらかじめ市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、交付決定者が社会福祉法人である場合にあっては、条例第5条及び規則第4条の規定により、承認申請書に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助事業が完了したとき（前条の規定により補助事業を廃止したときを含む。）又は交付決定に係る会計年度が終了したときは、当該完了日又は終了日から30日以内に武蔵野市子ども・コミュニティ食堂運営費補助金実績報告書（第4号様式）に市長が必要と認める書類を添えて市長に報告しなければならない。

（補助金の確定）

第12条 市長は、前条の規定による提出があったときは、当該提出された書類の内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、武蔵野市子ども・コミュニティ食堂運営費補助金交付額確定通知書（第5

号様式)により、当該交付決定者に通知するものとする。ただし、当該額が交付決定を受けた補助金の額と変更ないときは、当該通知を省略することができる。

2 前項本文の場合において、交付決定を受けた補助金の額が確定した補助金の額を超えるときは、交付決定者は、当該超える額を速やかに市長に返還しなければならない。

(検査)

第13条 交付決定者は、市長が補助事業の運営、経理等について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

(是正勧告)

第14条 市長は、補助事業の運営において市、参加者又は第三者への不利益又は不適切な行為となる事実が確認された場合は、交付決定者に対して是正勧告を行うことができる。

(補助の取消し等)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を目的外に使用したとき。

(3) 補助事業を廃止したとき又は実施しなかったとき。

(4) 前条の規定による是正勧告に係る措置をとらなかったとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。